

茨城県報

第7234号

昭和59年4月9日

月曜日

目次

告示

	ページ
●国民健康保険医等の登録(医療福祉課)	1
●換地計画の適当決定(2件)(農地管理課)	2
●道路の区域変更(6件)(道路維持課)	2
●道路の供用開始(2件)(")	5
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	6
●茨城県収入印紙売りさばき人の指定の取消し(出納第一課)	6
●茨城県収入印紙売りさばき人の指定(")	7
●土地改良事業の工事完了(土地改良事務所)	7
●土地改良区役員の就退任(")	7

(公安委員会)

●緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等	8
------------------------------	---

公告

●診療報酬点数表の選択(保険課)	9
●開発行為の工事完了(7件)(建築指導課)	9
●道路位置の指定(")	11

告示

茨城県告示第536号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹内藤男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医等名
茨国医第4844号	昭和59.3.10	高野綾子
" 第4845号	" 59.3.17	内山安男
茨国歯第1459号	" 59.3.9	野田一也
" 第1460号	" 59.3.13	真木雅子
" 第1461号	" 59.3.17	工藤真広

茨国薬第1270号 昭和59. 3. 15 鈴 木 ひろみ
 " 第1271号 " 59. 3. 16 木 村 淳 子

茨城県告示第537号

昭和57年2月1日付けで認可申請のあつた沼里地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和59年4月16日から昭和59年5月5日まで
- 3 縦覧の場所 江戸崎町役場

茨城県告示第538号

昭和57年2月1日付けで認可申請のあつた沼里第三地区の換地計画については、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 昭和59年4月16日から昭和59年5月5日まで
- 3 縦覧の場所 江戸崎町役場

茨城県告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字手子生字田畑1137地先から 結城郡石下町大字新石下 字高柳360の1まで	旧	メートル 最大 20.00 最小 4.60	メートル 5,080.00	
		最大 51.00 最小 9.00	4,924.00	
筑波郡豊里町大字上郷 字堤外8283の1から 結城郡石下町大字新石下 字高柳360の1まで	新	最大 11.60 最小 8.00	2,835.00	旧道区間L=2,245.00 m 移間のための区域変更
		最大 51.00 最小 9.00	4,924.00	

茨城県告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大穂千代田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字北太田 字竹の下592の1地先から	旧	メートル 最大 8.40 最小 4.50	メートル 1,050.00	
		最大 8.40 最小 4.50	1,050.00	
" " 大字小田 字田土部郭2683地先まで	新	最大 13.00 最小 7.00	1,080.00	道路改良工事による 区域変更

茨城県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手筑波線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡大穂町大字大曾根 字吾妻3360の1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 34.00	1,033.00	
		最小 5.00		
" " 大字若森 字八幡163の1地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 34.00	1,033.00	道路改良工事施工に よる区域変更
		最小 5.00		
		最大 <small>メートル</small> 50.00	714.70	
		最小 18.00		

茨城県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大穂千代田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡大穂町大字大曾根 字吾妻3360の1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 34.00	6,190.00	
		最小 4.00		
" 筑波町大字大形字柳沢 2063地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 34.00	6,190.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 4.00		
		最大 <small>メートル</small> 50.00	4,818.70	
		最小 10.00		

茨城県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島並鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方郡北浦村大字長野江 字観音下472の4から	旧	メートル 最大 22.60	メートル 800.00	
		最小 5.40		
" " " 字表向山152の4まで	新	最大 22.60	800.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 11.50		

茨城県告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字紅葉字大乘 729の6から	旧	メートル 最大 30.20	メートル 2,738.00	
		最小 5.00		
" " 大字上富田字沢田 18の2まで	新	最大 30.20	2,738.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 5.00		
		最大 44.00	4,022.00	
		最小 4.30		

茨城県告示第545号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道島並鉾田線
- 2 供用開始の区間
行方郡北浦村大字長野江字観音下472の4から
" " " 字表向山152の4まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年4月9日

茨城県告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和59年4月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道茨城鹿島線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡鉾田町大字紅葉字大乘729の6から
" " 大字大和田字新田後583の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和59年4月9日

茨城県告示第547号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により南浜田土地区画整理組合の
事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 南浜田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和47年6月8日から昭和61年3月31日まで
- 3 施行地区 那珂湊市阿字ヶ浦字浜田, 字前山及び字渚の各一部
- 4 事務所の所在地 那珂湊市和田町二丁目12-1
那珂湊市役所内
- 5 設立認可の年月日
昭和47年6月23日
- 6 変更の主な内容
 - 排水計画の変更
 - 事業年度の延長と資金計画の変更
 - 確定測量による地区面積及び種目別面積の変更
- 7 変更認可の年月日
昭和59年3月31日

茨城県告示第548号

次の者から茨城県収入証紙の売りさばき廃止届があつたので、茨城県証紙条例(昭和39年茨城県
条例第25号)第5条第2項の規定により昭和59年3月31日をもつて茨城県収入証紙の売りさばき人
の指定を取り消した。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

売りさばき人の住所及び氏名

水戸市三の丸1-4-50

茨城県環境衛生同業組合連絡協議会

会長 富 田 一

茨城県告示第549号

茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)第5条第2項の規定により、次の者を売りさばき人に指定した。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指 定 年 月 日 昭和59年3月31日

2 売りさばき人の住所及び氏名

(1) 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲2725-3

中 村 義 一

(2) 水戸市三の丸1-4-50

財団法人 茨城県環境衛生営業指導センター

理事長 富 田 一

茨城県告示第550号

昭和58年3月19日付け農管指令第147号をもつて認可のあつた共同施行土地改良事業阿弥陀前地区については、昭和59年3月5日をもつて工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第2項の規定に基づき公告する。

昭和59年4月9日

茨城県境土地改良事務所長 田 宮 稔

茨城県告示第551号

鹿島郡神栖町大字筒井1250番地に事務所を置く筒井土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届け出があつたので、同条第17項の規定により公示する。

昭和59年4月9日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
-----	-----	-----	-----

鹿島郡神栖町大字筒井1251-3	理 事	尾 池 勝 好	
------------------	-----	---------	--

" " " 1210	"	宮 崎 一 郎	
------------	---	---------	--

"	"	"	1272-1	"	飯 島 喜佐男
"	"	"	1262-2	"	大 塚 貫 司
"	"	"	1181	"	大 塚 一 桜
"	"	"	1291	監 事	吉 川 進
"	"	"	1256-1	"	山 中 芳 雄
"	"	"	1186	"	大 塚 治 男
"	"	"	1213	"	山 中 豊 蔵

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡神栖町大字筒井1212	理 事	山 中 藤 一	
" " " 1379	"	山 中 猛 久	
" " " 1272-1	"	飯 島 喜佐男	
" " " 1208	"	大 塚 孝	
" " " 1186	"	大 塚 治 男	
" " " 1261	監 事	山 中 霜 吉	
" " " 1251-3	"	尾 池 勝 好	
" " " 1210	"	宮 崎 一 郎	
" " " 1256-1	"	山 中 芳 雄	

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第11号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規程により緊急自動車の指定、第14条の2の規程により、道路維持作業車の指定を行つたので公示する。

昭和59年 4 月 9 日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1669	水戸88す24-22	マ ツ ダ・58年式	高速道路における 公共応急作業用	(社)日本自動車連盟
1676	水戸88す 2479	" 59年式	警 察 責 務 遂 行 用	茨 城 県 警 察 本 部
1677	水戸88せ 1695	ニツサン・59年式	道 路 応 急 作 業 用	茨 城 県

2 道路維持作業車の指定

指定番号	自動車登録番号	車 名・年 式	用 途	所有者又は管理者
1670	土浦88す 2238	ト ヨ タ・59年式	高速道路における 道路パトロール	常磐道路サービス(株)

1671	"	2239	"	"	"	"
1672	"	2240	"	"	"	"
1673	土浦88せ	1346	"	"	"	"
1674	"	1347	"	"	"	"
1674	"	1348	"	"	"	"
1675	"	1350	"	"	"	"
1677	水戸88せ	1695	ニッサン・59年式	道路維持作業用 (道路パトロール)	茨	城 県

公 告

●診療報酬点数表の選択

健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき指定を受けている保険医療機関が、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）」に基づいて、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの間に採用する点数表の選択の別は、次のとおりである。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 点数表（乙）を点数表（甲）に変更するもの

機関番号	名 称	所 在 地	開 設 者	新 機 関 号
0220707	医療法人光風会 回春荘病院	日立市大みか町6-17-1	佐藤 勲子	0210088
0820340	池田病院	竜ヶ崎市長峰町1080	池田 八郎	0810010

2 上記以外の保険医療機関については、従前のおりである。

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市川尻町字赤坂2352の42, 同番153, 同所字明神後2401の1, 2404

2 事業主の住所及び氏名

日立市川尻町3丁目14

豊田 辰雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

日立市川尻町字切開1090の1, 同の20, 同の21, 1104の1, 同所字上山崎1143の171, 同の196から同の200まで, 同の226, 同の233

2 事業主の住所及び氏名

日立市桜川町4丁目2-2

大洋商事株式会社 代表取締役 滝田 洋

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町阿見字熊野脇1744, 字綱戸1745の1, 1745の2, 1747, 1748, 1749の1, 1749の2, 1750の1, 1750の2, 1751の1, 1751の2, 1752の1, 1752の2, 1753, 1754の1, 1754の2, 1755から1758まで, 1760, 1761, 1762, 1764から1767まで, 1769から1774まで, 1774の1, 1777から1784まで, 1812, 1814, 1815, 1816, 1818から1823まで, 1825, 1827, 1849, 1851, 字阿見戸1746の1, 1746の2, 字別所台1785, 1786, 1788, 1802, 1809, 1810, 1811, 1837, 1838, 1839, 1846の2, 1850, 1853, 1856, 字石橋台1803の1, 1803の2, 1804から1807まで, 字石橋1808, 字稲荷下1828の一部, 1833の1, 1833の5, 1834, 字後田1888, 1889の1, 1893, 1895, 1896, 1898, 1899, 1900, 1901, 1903, 1905, 1920, 1922から1925まで, 1929, 字東ノ脇2317の4

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6-15

フジタ工業株式会社 代表取締役 藤田 一 暁

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈村大字板橋字原新田2844の15, 2844の16

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈村大字谷井田1246-3

株式会社吉原興産企画 代表取締役 吉原 繁 夫

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字中字木ノ宮乙1225, 字原ノ前1268の1, 1268の2, 1268のイ, 字木ノ宮1287のイ, 1288のロ, 字滝の台1287のロ, 1289の1から1289の9, 1290, 1291の1から1291の6, 1295の1, 1295のロ, 1296の1, 1296の2, 1296のロ, 1297のイ, 1297のロ, 1300のイ 1301のイ 合併, 1300のロ, 1301のロ, 1294の5, 字十仏1298, 1299, 字五十塚1312の3, 1312の77, 1312の78

2 事業主の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿1丁目25-1

新宿センタービル32階

ニチモ株式会社 代表取締役 寺 田 慶 穂

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市東真鍋町3400, 3406, 3407, 3403

2 事業主の住所及び氏名

水海道市宝町2771

株式会社マスダ 代表取締役 増 田 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字白鳥町字箕ノ口977の2, 字新山993の1, 994の3, 994の4, 1057の1, 1059の1, 字原山978の1, 978の5, 978の6, 978の35, 978の36, 字新山995の4

2 事業主の住所及び氏名

東京都港区新橋1丁目6-5

日本道路株式会社 取締役 荒 井 道 男

東京都新宿区新宿1丁目2-8

平和地産株式会社 代表取締役 岡 本 久 男

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和59年4月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道 路 幅 員 及 び 延 長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
潮土木指令 第108号	59. 3. 26	大崎建設株式会社 代表取締役 大崎 嘉夫	鹿島郡大洋村汲 上132	鹿島郡大野村大字和字 前野574の1, 594の1	メートル 6.00	メートル 49.28

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所